

電波法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

改正案

現行

（傍線部分は改正部分）

<p>（定義等）</p> <p>第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定せられるもののほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>一～三十九 （略）</p> <p>三十九の二 「<u>搜索救助用位置指示送信装置</u>」とは、<u>遭難自動通報設備であつて、船舶が遭難した場合に、船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置の指示器上にその位置を表示させるための情報を送信するものをいう。</u></p> <p>四十～九十三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（型式検定を要する機器）</p> <p>第十一条の四 法第三十七条第三号の船舶に施設する救命用の無線設備の機器であつて総務省令で定めるものは、旅客船又は総トン数三〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するものに備える双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話（旅客船に限る。）、衛星非常用位置指示無線標識、<u>搜索救助用レーダートランスポンダ及び搜索救助用位置指示送信装置とする。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>（具備すべき電波等）</p>	<p>（定義等）</p> <p>第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定せられるもののほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>一～三十九 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>四十～九十三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（型式検定を要する機器）</p> <p>第十一条の四 法第三十七条第三号の船舶に施設する救命用の無線設備の機器であつて総務省令で定めるものは、旅客船又は総トン数三〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するものに備える双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話（旅客船に限る。）、衛星非常用位置指示無線標識及び<u>搜索救助用レーダートランスポンダとする。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>（具備すべき電波等）</p>

第十二条

1～4 (略)

5 船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置を備える船舶局は、当該無線設備において、F二B電波一五六・五二五MHz並びにF一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzの電波を送り、及び受けることができるものでなければならない。ただし、簡易型船舶自動識別装置を備える船舶局においては、F二B電波一五六・五二五MHzの周波数を送ることができるものを要しない。

6～8 (略)

9 次の表の上欄に掲げる無線設備を備える無線局は、当該無線設備において、それぞれ同表の下欄に掲げる電波を送ることができるものでなければならない。

無線設備	電波の型式及び周波数
(略)	(略)
搜索救助用レーダトランスポンダ	Q〇N電波九、二〇〇MHzから九、五〇〇MHzまで
搜索救助用位置指示送信装置	F一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHz
設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備	A三X電波一二一・五MHz及びG一B電波四〇六・〇二八MHz

第十二条

1～4 (略)

5 船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置を備える船舶局は、当該無線設備において、F二B電波一五六・五二五MHz、F一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHz並びにF一D電波一五六・〇二五MHzから一六二MHzまでのうち総務大臣が別に告示する周波数の電波を送り、及び受けることができるものでなければならない。ただし、簡易型船舶自動識別装置を備える船舶局においては、F二B電波一五六・五二五MHzの周波数を送ることができるものを要しない。

6～8 (略)

9 次の表の上欄に掲げる無線設備を備える無線局は、当該無線設備において、それぞれ同表の下欄に掲げる電波を送ることができるものでなければならない。

無線設備	電波の型式及び周波数
(略)	(略)
搜索救助用レーダトランスポンダ	Q〇N電波九、二〇〇MHzから九、五〇〇MHzまで
設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備	A三X電波一二一・五MHz及びG一B電波四〇六・〇二八MHz

10
～
13 (略)

又は四〇六・〇三七 MHz

(義務船舶局の無線設備の機器)

第二十八条 (略)

一 (略)

(2) (1) (略)

(2) 遭難自動通報設備の機器

(一) 搜索救助用レーダートランスポンダ又は搜索救助用位置指示送信装置 一台(旅客船又は総トン数五〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するもの及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの(国際航海に従事するものを除く。))の義務船舶局については、二台(旅客船(国際航海に従事しないものにあつては、遠洋区域又は近海区域を航行区域とするものに限る。))であつて、船首、船尾又は舷側に開口部を有するものの義務船舶局については、当該船舶に積載する生存艇の数四に対し一の割合の台数を加えるものとする。

(二) (略)

(3) ・(4) (略)

二 (略)

(2) (1) (略)

(2) 遭難自動通報設備の機器

(一) 搜索救助用レーダートランスポンダ又は搜索救助用位置

10
～
13 (略)

又は四〇六・〇三七 MHz

(義務船舶局の無線設備の機器)

第二十八条 (略)

一 (略)

(2) (1) (略)

(2) 遭難自動通報設備の機器

(一) 搜索救助用レーダートランスポンダ 一台(旅客船又は総トン数五〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するもの及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの(国際航海に従事するものを除く。))の義務船舶局については、二台(旅客船(国際航海に従事しないものにあつては、遠洋区域又は近海区域を航行区域とするものに限る。))であつて、船首、船尾又は舷側に開口部を有するものの義務船舶局については、当該船舶に積載する生存艇の数四に対し一の割合の台数を加えるものとする。

(二) (略)

(3) ・(4) (略)

二 (略)

(2) (1) (略)

(2) 遭難自動通報設備の機器

(一) 搜索救助用レーダートランスポンダ 一台(旅客船又は総

指示送信装置 一台(旅客船又は総トン数五〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するもの及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの(国際航海に従事するものを除く。))の義務船舶局については、二台(旅客船(国際航海に従事しないものにあつては、遠洋区域又は近海区域を航行区域とするものに限る。))であつて、船首、船尾又は舷側に開口部を有するものの義務船舶局については、当該船舶に積載する生存艇の数四に対し一の割合の台数を加えるものとする。)

(二) (略)

(3) ・(4) (略)

三 A一海域、A二海域及びその他の海域を航行する船舶の義務船舶局にあつては、次の機器

(1) (略)

(2) 遭難自動通報設備の機器

(一) 搜索救助用レーダートランスポンダ又は搜索救助用位置指示送信装置 一台(旅客船又は総トン数五〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するもの及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの(国際航海に従事するものを除く。))の義務船舶局については、二台(旅客船(国際航海に従事しないものにあつては、遠洋区域又は近海区域を航行区域とするものに限る。))であつて、船首、船尾又は舷側に開口部を有するものの義務船舶局については、当該船舶に積載する生存艇の数四に対し一の割合の台数を加えるものとする。)

トン数五〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するもの及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの(国際航海に従事するものを除く。))の義務船舶局については、二台(旅客船(国際航海に従事しないものにあつては、遠洋区域又は近海区域を航行区域とするものに限る。))であつて、船首、船尾又は舷側に開口部を有するものの義務船舶局については、当該船舶に積載する生存艇の数四に対し一の割合の台数を加えるものとする。)

(二) (略)

(3) ・(4) (略)

三 A一海域、A二海域及びその他の海域を航行する船舶の義務船舶局にあつては、次の機器

(1) (略)

(2) 遭難自動通報設備の機器

(一) 搜索救助用レーダートランスポンダ 一台(旅客船又は総トン数五〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するもの及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの(国際航海に従事するものを除く。))の義務船舶局については、二台(旅客船(国際航海に従事しないものにあつては、遠洋区域又は近海区域を航行区域とするものに限る。))であつて、船首、船尾又は舷側に開口部を有するものの義務船舶局については、当該船舶に積載する生存艇の数四に対し一の割合の台数を加えるものとする。)

(二) (略)

(3)・(4) (略)

2～10 (略)

(遭難通信等)

第三十六条の二 法第五十二条第一号の総務省令で定める方法は、次の各号に定めるものとする。

一～七 (略)

八 搜索救助用位置指示送信装置を使用して、別図第六号に定める構成により行うもの

2・3 (略)

(備付けを要する業務書類)

第三十八条 法第六十条の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類は、次の表の上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

表 (略)

2～4 (略)

5 第一項の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類のうち、海上移動業務において使用されるアルファベット順又は番号順の局の呼出符号又は識別信号の表、海岸局の局名録、船舶局の局名録並びに無線測位局及び特別業務の局の局名録で次に掲げる無線局に係るものについては、総務大臣が別に告示するところにより公表するもの又は認定するものをもつて、無線通信規則付録第十六号に掲げる当該書類に代えることができる。

(二) (略)

(3)・(4) (略)

2～10 (略)

(遭難通信等)

第三十六条の二 法第五十二条第一号の総務省令で定める方法は、次の各号に定めるものとする。

一～七 (略)

(新設)

2・3 (略)

(備付けを要する業務書類)

第三十八条 法第六十条の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類は、次の表の上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

表 (略)

2～4 (略)

5 第一項の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類のうち、海上移動業務において使用されるアルファベット順又は番号順の局の呼出符号又は識別信号の表、海岸局の局名録、船舶局の局名録並びに無線測位局及び特別業務の局の局名録で次に掲げる無線局に係るものについては、総務大臣の認定するものをもつて、無線通信規則付録第十六号に掲げる当該書類に代えることができる。

1～4 (塗)
9～8 (塗)

別図第六号 (第36条の2第1項第8号関係)

情報の種類 (注1)	復送回数 (注2)	装置の識別号 (注3)	航行状態 (注4)	対地速度	位置精度	経度	緯度	対地針路
---------------	--------------	----------------	--------------	------	------	----	----	------

測位時刻

通信状態

注1 コード番号「1」であること。

注2 コード番号「0」であること。

注3 「970X₂XY₁X₃Y₄」の9桁の数字であること (X₁、X₂、Y₁、Y₂、Y₃及びY₄は0から9までの数字とする。)

注4 コード番号「14」であること。

1～4 (塗)
9～8 (塗)

別図第六号 削除